

1 循環型社会の構築に向けて

廃棄物の減量化の目標量

第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）

(1) 経緯

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定され、本計画は概ね5年ごとに見直しを行うものとされていることから、平成30年6月19日に第四次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されました。

新たな計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて概ね2025年度までに国が講ずべき施策を示しています。

(2) 内容

1 4つの指標と目標値（物質フロー指標）

- ① 「入口」：資源生産性 2025年度目標：約49万円／トン（2000年度の約2倍）
※資源生産性 = GDP / 天然資源等投入量：産業や人々の生活がいかにものを有効に利用しているかを総合的に表す指標
- ② 「循環」：入口側の循環利用率 2025年度目標：約18%（2000年度の約1.8倍）
※入口側の循環利用率 = 循環利用量 / (天然資源等投入量 + 循環利用量)：経済社会に投入されるものの全体量のうち、循環利用量の占める割合を表す指標
- ③ 「循環」：出口側の循環利用率 2025年度目標：約47%（2000年度から約1.3倍）
※出口側の循環利用率 = 循環利用量 / 廃棄物等発生量：廃棄物等の発生量のうち、循環利用量の占める割合を表す指標
- ④ 「出口」：最終処分量 2025年度目標：約13百万トン（2000年度から約77%減）
※最終処分量 = 廃棄物の埋立量：廃棄物最終処分場のひつ迫という課題にも直結した指標

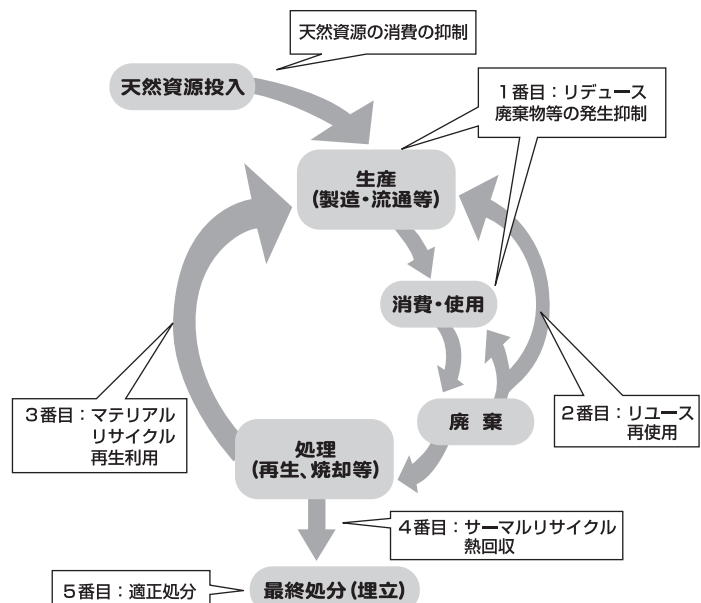
2 7つの取組指標

- ① 持続可能な社会づくりとの総合的取組
- ② 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化
- ③ ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ④ 適正処理の更なる推進と環境再生
- ⑤ 万全な災害廃棄物処理体制の構築
- ⑥ 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進
- ⑦ 循環分野における基盤整備

時代の要請 ～循環型社会の構築～

循環型社会とは、①廃棄物等の排出抑制、②循環資源の適正な循環的利用の促進、③循環的な利用が行われない循環資源について適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会です。個別の廃棄物・リサイクル法の基本的枠組み法である循環型社会形成推進基本法が平成12年6月に公布されるとともに、同法と前後してリサイクル関連法等が制定されるなど、廃棄物・リサイクル対策を総合的・計画的に推進していくこととしています。

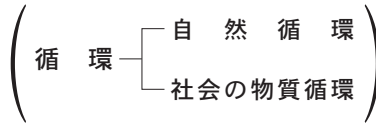
循環型社会の姿



循環型社会づくりを支える法体系

環境基本法 H 6. 8 完全施行

環境基本計画



循環型社会形成推進基本法(基本的枠組法) H13. 1 完全施行

- ・社会の物質循環の確保
- ・天然資源の消費の抑制
- ・環境負荷の低減

- 基本原則
- 国、地方公共団体、事業者、国民の責務
- 国の施策

循環型社会形成推進基本計画 : 国の他の計画の基本

廃棄物処理法

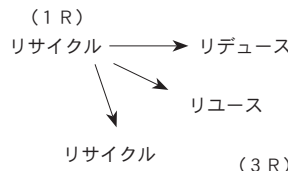
S 46. 9 施行

- ・廃棄物の発生抑制
- ・廃棄物の適正処理（リサイクルを含む）
- ・廃棄物処理施設の設置規制
- ・廃棄物処理業者に対する規制
- ・廃棄物処理基準の設定 等

資源有効利用促進法

H13. 4 全面改正施行

- ・再生資源のリサイクル
- ・リサイクル容易な構造、材質等の工夫
- ・分別回収のための表示
- ・副産物の有効利用の促進



プラスチック資源循環促進法

R 4. 4 施行

- ・プラスチック廃棄物の排出抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- ・ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- ・プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

〈個別物品の特性に応じた規制〉

<p>容器包装リサイクル法</p> <p>H 12・4 完全施行</p> <p>びん、PETボトル、紙製・プラスチック製容器包装等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器包装の市町村による分別収集 ・容器包装の製造・利用者による再商品化 	<p>家電リサイクル法</p> <p>H 13・4 完全施行</p> <p>エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、ブラウン管式・液晶式・プラズマ式テレビ、洗濯機・衣類乾燥機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者がリサイクル費用を負担 ・家電電を小売店が消費者より引取り ・製造業者等による再商品化 	<p>食品リサイクル法</p> <p>H 13・5 完全施行</p> <p>食品残さ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品の製造・加工・販売業者が食品廃棄物の再資源化 	<p>建設リサイクル法</p> <p>H 14・5 完全施行</p> <p>木材、コンクリート、アスファルト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の受注者が ・建築物の分別解体 ・建設廃材等の再資源化 	<p>自動車リサイクル法</p> <p>H 17・1 完全施行</p> <p>自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザーがリサイクル料金を預託 ・引取業者が引き取り、関係者によるフロン類回収、解体、破碎 ・製造業者等によるエアバッグ・シュレッダーダストの再資源化、フロン類の破壊 	<p>小型家電リサイクル法</p> <p>H 25・4 完全施行</p> <p>小型電子機器等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者が分別して排出 ・市町村が分別して収集し認定事業者へ引渡し ・小売業者は消費者の適切な排出を確保するために協力
---	--	--	---	---	---

グリーン購入法

H13. 4 完全施行 [国等が率先して再生品等の調達を推進]